

第 4 章 予報及び警報

第4章 予報及び警報

第1節 気象庁が行う予報及び警報

1 気象庁が発表又は伝達する注意報及び警報

福島地方気象台長は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を東北地方整備局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

（平成27年3月26日時点 暫定基準）

	種 類	発 表 基 準
注 意 報	大 雨 注 意 報	大雨によって被害があると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 平坦地で3時間雨量が50mm以上、平坦地以外で1時間雨量が40mm以上、土壌雨量指数が70以上（湖南地区は3時間雨量が70mm以上、土壌雨量指数が58以上）のいずれかになると予想される場合。
	洪 水 注 意 報	洪水によって被害があると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 平坦地で3時間雨量が50mm以上、平坦地以外で1時間雨量が40mm以上、流域雨量指数が、逢瀬川流域が5以上、南川流域が7以上、笹原川流域が10以上（湖南地区は3時間雨量が70mm以上、常夏川の流域雨量指数が8以上、又は3時間雨量が50mm以上かつ常夏川の流域雨量指数が6以上）のいずれかになると予想される場合。
	強 風 注 意 報	平均風速が12m/s以上で、主として強風による被害が予想される場合。
警 報	大 雨 警 報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 平坦地で3時間雨量が80mm以上、平坦地以外で1時間雨量が60mm以上、土壌雨量指数が105以上（湖南地区は3時間雨量が100mm以上、土壌雨量指数が92以上）のいずれかになると予想される場合。
	大 雨 特 別 警 報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。

警 報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 平坦地で3時間雨量が80mm以上、平坦地以外で1時間雨量が60mm以上、流域雨量指数については、逢瀬川流域が6以上、南川流域が13以上、笹原川流域が12以上（湖南地区は3時間雨量が100mm以上、常夏川流域が14以上、又は3時間雨量が80mm以上かつ常夏川の流域雨量指数が6以上）のいずれかになると予想される場合。
	暴風警報	平均風速が18m/sを超え、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
	暴風特別警報	十数年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない

<参考>

土壌雨量指数：降雨による土砂災害の危険性を示す指標で、土壌中に貯っている雨水の量を示す指数。

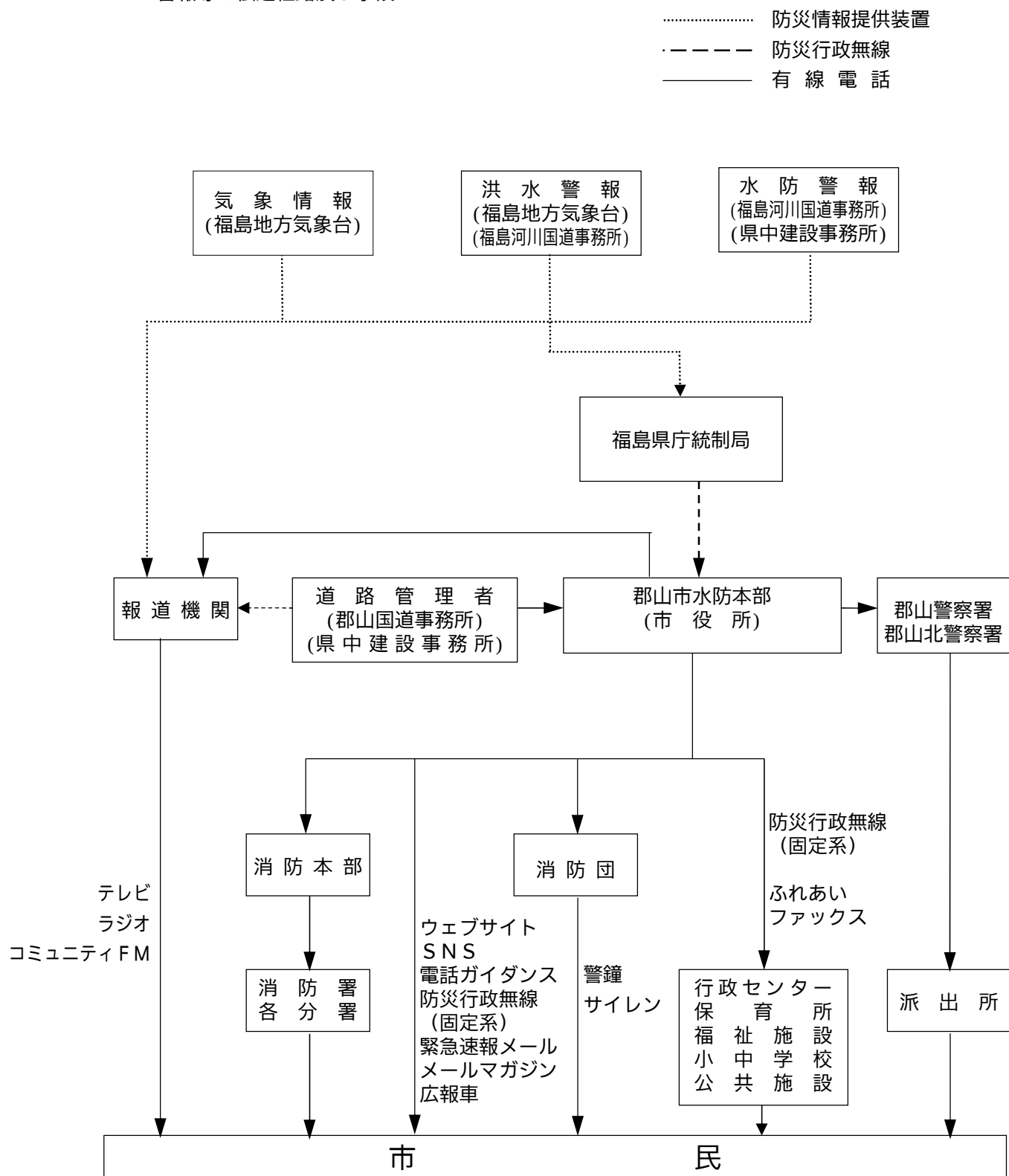
流域雨量指数：降雨による洪水災害の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。

※土壌雨量指数・流域雨量指数は、解析雨量・降水短期間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出される。

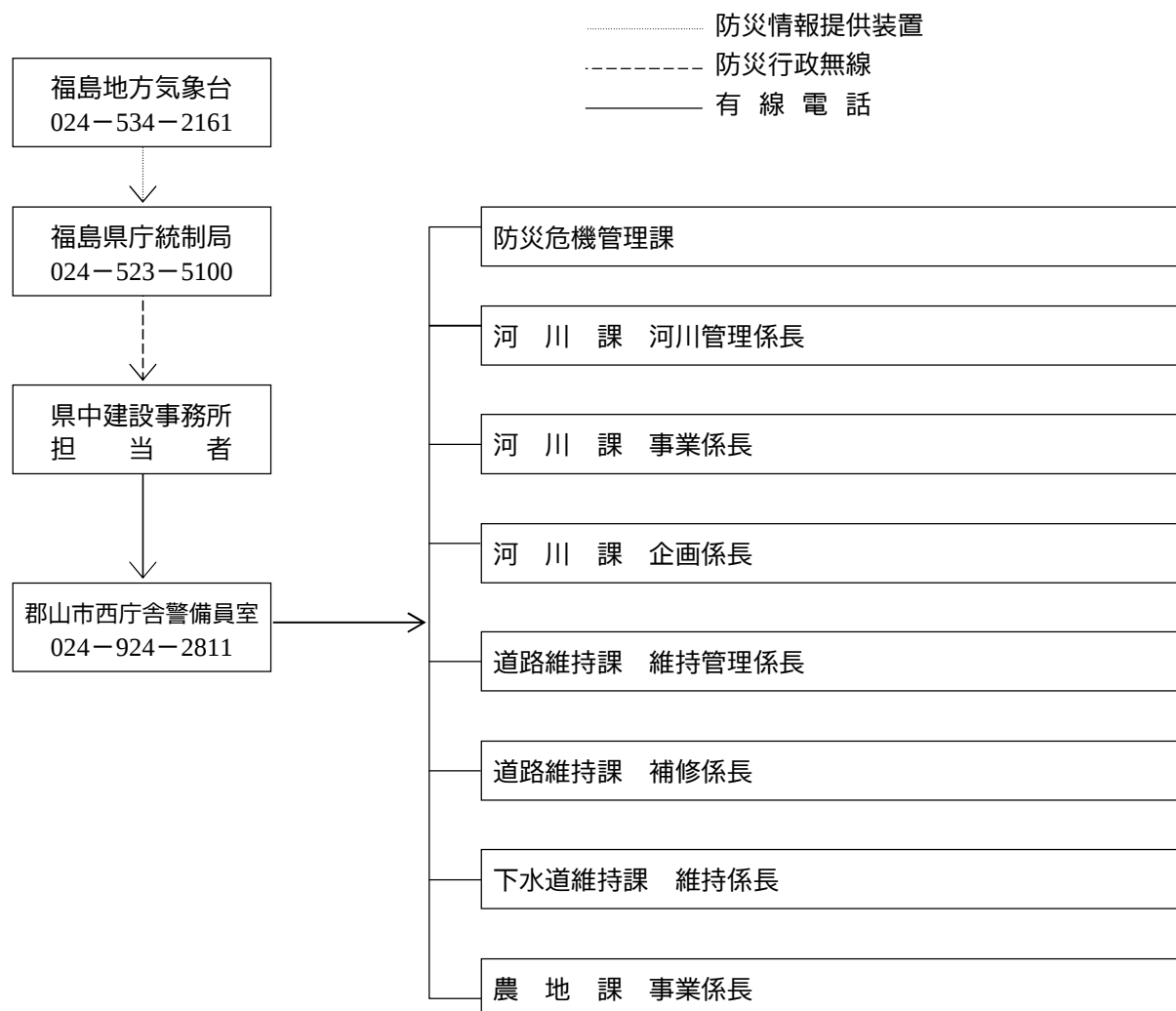
平坦地：概ね傾斜が30パーミル以下で、都市化率が25パーセント以上の地域

平坦地以外：上記以外の地域

2 警報等の伝達経路及び手段



3 勤務時間外水防用業務連絡系統図



第2節 洪水予報河川における洪水予報

1 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種 類	発表基準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき

2 国土交通省が洪水予報を行う河川名、区域

河川名	区 域	
	左 岸	右 岸
阿武隈川	五百川合流点から御代田橋まで	五百川合流点から御代田橋まで
笹原川	郡山市安積町の鉄道橋から 阿武隈川合流点まで	郡山市安積町の鉄道橋から 阿武隈川合流点まで

3 対象となる基準観測所

河川名	観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
阿武隈川	阿久津	4.00m	5.50m	6.80m	7.90m	8.68m

4 洪水予報の通知

河 川 名	観測所名	発表担当者	受報担当者	連絡方法	摘 要
阿武隈川	阿久津	福島河川国道 事務所長	福島県 水防本部長	専用電話 及びFAX	福島河川国道事務所 024 (546) 4331
笹原川					

第3節 水位周知河川における水位到達情報

1 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。

また、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。

氾濫注意水位、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む。）、氾濫発生情報の発表は可能な範囲で行うこととする。

発表する情報の種類、発表基準は次のとおりである。

種 類	発表基準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

2 福島県が水位到達情報の通知を行う河川名、区域

河川名	区 域	
	左 岸	右 岸
逢瀬川	郡山市備前館二丁目（後古川橋）から 阿武隈川合流点 まで	郡山市富田町大島（後古川橋）から 阿武隈川合流点まで

3 水位到達情報の通知の対象となる基準観測所

河川名	観測所	水防団待機水位	氾 濫 注 意 水 位	氾濫危険水位	計画高水位
逢瀬川	富田 （備前館二丁目）	2.50m	2.80m	3.60m	5.00m

4 水位到達情報の通知

河 川 名	観測所名	発表担当者	受報担当者	連絡方法	摘 要
逢瀬川	富 田	福島県県中 建設事務所長	郡山市長	電話、FAX 及びメール	

第4節 水防警報

1 安全確保の原則

水防警報は、洪水等によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。なお、安全に水防活動を行うことが難しいことが想定される場合は、水防警報を発表しないという整理の仕方もある。

2 洪水時の河川に関する水防警報

(1) 種類及び発令基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出勤機関が長引くような場合に、出勤人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により氾濫注意水位（警戒水位）を越える恐れがあるとき。
警 戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状況を示してその対応策を指示するもの。	氾濫警戒報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒区域）を越え、災害のおこる恐れがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

(2) 国土交通省が水防警報を行う河川名、区域

河川名	区 域	
	左 岸	右 岸
阿武隈川	五百川合流点から御代田橋まで	五百川合流点から御代田橋まで

(3) 水防警報の対象となる基準観測所

河川名	観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
阿武隈川	阿久津	4.00m	5.50m	6.80m	7.90m	8.68m

(4) 水防警報の通知

河川名	観測所名	発表担当者	受報担当者	連絡方法	摘 要
阿武隈川	阿久津	福島河川国道 事務所長	福島県 水防本部長	専用電話 及びFAX	
笹原川					

(5) 福島県が水防警報を行う河川名、区域

河川名	区 域	
	左 岸	右 岸
逢瀬川	郡山市備前館二丁目（後古川橋）から 阿武隈川合流点 まで	郡山市富田町字大島（後古川橋）から 阿武隈川合流点まで
谷田川	郡山市田村町大善寺字蛭田（大善寺 橋）から 大滝根川合流点まで	郡山市田村町大善寺字割府（大善寺橋） から 大滝根川合流点まで

(6) 福島県の水防警報の対象となる基準観測所

河川名	観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	氾濫危険水位	計画高水位
逢瀬川	富田 (備前館二丁目)	2.50m	2.80m	3.60m	5.00m
谷田川	田村 (田村町上行合字古川)	3.00m	3.70m	—	5.70m

(7) 各対象量水標の水防警報の範囲

河川名	量水標名	待 機	準 備	出 動	解 除	情 報	その他特に 必要な事項
逢瀬川	富 田	水位2.50m に達し氾濫 注意水位以 上に達する と思われる とき	水位2.50m に達しなお 上昇のおそ れがあるとき	水位2.80m に達しなお 上昇のおそ れがあるとき	水位が氾濫 注意水位 を下り水防 作業の必要 がなくなっ たとき	水位は1時 間毎に数字 を以って行 う	適宜、出水 情報を以っ て状況を通 知する
谷田川	田 村	水位3.00m に達し氾濫 注意水位以 上に達する と思われる とき	水位3.40m に達しなお 上昇のおそ れがあるとき	水位3.70m に達しなお 上昇のおそ れがあるとき	水位が氾濫 注意水位を 下り防作業 の必要がな くなかった とき	最高水位は 3時間前数 字を用いて 行う	適宜、出水 情報を以っ て状況を通 知する

(8) 福島県による水防警報の通知

河川名	観測所名	発表担当者	受報担当者	連絡方法	摘 要
逢瀬川	富 田	福島県県中 建設事務所長	郡山市長	電話、FAX 及びメール	